

静岡県信用保証協会が行う損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第46号

静岡県信用保証協会が行う損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県信用保証協会が行う損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄等に関する条例（平成21年静岡県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の求償権の放棄等が次の各号（第5号を除く。）に掲げる計画のいずれかに基づくもの又は前項の求償権の放棄等（求償権の不等価譲渡に限る。）が第5号に掲げる要請に基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が地域経済の活性化に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>産業競争力強化法第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の求償権の放棄等が次の各号（第5号を除く。）に掲げる計画のいずれかに基づくもの又は前項の求償権の放棄等（求償権の不等価譲渡に限る。）が第5号に掲げる要請に基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が地域経済の活性化に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>産業競争力強化法第2条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。